

第6号様式別表5の6の3記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、法附則第9条第13項（同条第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。以下同じです。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）附則第9条第13項（同条第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。以下同じです。）の規定による控除を受ける場合（令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限ります。）に記載し、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を行なう法人にあっては、それぞれの事業に係る「報酬給与額^④」から「付加価値額からの控除額^⑤」までの各欄の金額等について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。
- (3) この明細書の①から⑩の各欄については、おおむね法人税の明細書（別表6(26)）に記載した1から6まで、8から14まで及び19並びに法人税の明細書（別表6(26)付表1）に記載した1から19までの各欄に記載したところに準じて記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「 第1号 ・ 法第72条の2第1項第3号 ・ 第4号 に掲げる事業」	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
2「適用可否 ③」	<p>次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に「可」と記載します。</p> <p>(1) ①の欄の金額が10億円以上であり、かつ、②の数が1,000人以上である場合で、政令附則第6条の2第4項に規定する事項を公表している場合（同条第5項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限ります。）</p> <p>(2) ①の欄の金額が10億円未満であり、又は②の数が1,000人未満である場合</p>	法附則第9条第13項又は令和2年旧法附則第9条第13項の規定による規定の控除は、⑦の数値が100分の3以上であることも必要です。
3「国内雇用者に対する給与等の支給額 ②」、「②の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額 ②」及び「②のうち雇用安定助成金額 ②」	②の月数が6月に満たない場合であって、当該月数が適用年度（租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第42条の12の5第3項第4号に規定する適用年度をいいます。以下同じです。）の月数に満たないときは、租税特別措置法施行令第27条の12の5第18項第2号イに規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除きます。）又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）附則第45条の2第3項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除きます。）の損金の額に算入される給与等（租税特別措置法第42条の12の5第3項第3号に規定する給与等をいいます。以下同じです。）の支給額、その給与等に充てるため租税特別措置法第42条の12の5第1項第2号又は令和2年旧措置法第42条の12の5第1項第2号に規定する他の者から支払を受ける金額又は租税特別措置法第42条の12の5第3項第6号イ若しくは令和2年旧措置法第42条の12の5第3項第6号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段にそれぞれ外書として記載してください。	
4「適用年度の月数／②の前事業年度又は前連結事業年度の月数 ④」	②の月数が6月に満たない場合であって、当該月数が適用年度の月数に満たないときは、「②の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは、「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」として計算してください。	
5「比較雇用者給与等支給額 ⑤」	<p>(1) ②の月数が6月に満たない場合であって、当該月数が適用年度の月数に満たないときは、「②-②+②」とあるのは、「(②+(②の外書))-(②+(②の外書))+((②+(②の外書)))」として計算してください。</p> <p>(2) 租税特別措置法施行令第27条の12の5第19項又は第20項の規定によりみなされた同条第12項又は第14項の規定の適用を受ける場合には、租税特別措置法第42条の12の5第3項第10</p>	

	号又は令和2年旧措置法第42条の12の5第3項第10号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載します。	
6 「調整比較雇用者給与等支給額 ㉚」	(1) ㉚の月数が6月に満たない場合であって、当該月数が適用年度の月数に満たないときは、「㉚-㉚」とあるのは、「(㉚+ (㉚の外書)) - (㉚+ (㉚の外書))」として計算してください。 (2) 租税特別措置法施行令第27条の12の5第19項又は第20項の規定によりみなされた同条第12項又は第14項の規定の適用を受ける場合には、租税特別措置法施行令第27条の12の5第21項（第2号に係る部分に限ります。）の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の5第3項第6号又は令和2年旧措置法第42条の12の5第3項第6号に掲げる金額を記載します。	
7 「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより、記載します。 (1) 当該適用年度の月数と、㉚の欄の2の欄の月数とが同じ場合 ㉚の欄から㉚の欄までの3の各欄は記載する必要はありません。 (2) ㉚の欄の2の欄の月数が当該適用月数に満たない場合 ㉚の欄から㉚の欄までの2の各欄は記載する必要はありません。 (3) ㉚の欄の2の欄の月数が当該適用月数を超える場合 ㉚の欄から㉚の欄までの3の各欄は記載する必要はなく、㉚の欄の2の欄には、㉚の欄の2の欄の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の5第7項第2号に規定する前事業年度特定期間に対応する金額を記載します。	
8 「継続雇用者に対する給与等の支給額 ㉚」	損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号又は令和2年旧措置法第42条の12の5第3項第4号に規定する継続雇用者に対する給与等の支給額を記載します。	
9 「㉑のうち所得等課税事業に係る額又は㉑×㉓／㉔ ㉕」	(1) ㉑のうち法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（事業税を課されない事業を除きます。以下「所得等課税事業」といいます。）に係る額を記載します。 (2) (1)の計算が困難であるときは、㉑の欄の金額に㉓の欄の従業者数を㉔の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。 (3) (2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
10 「㉑のうち収入金額等課税事業に係る額又㉑×㉔／㉔ ㉖」	(1) ㉑のうち法第72条の2第1項第3号に掲げる事業（以下「収入金額等課税事業」といいます。）に係る額を記載します。 (2) (1)の計算が困難であるときは、㉑の欄の金額に㉔の欄の従業者数を㉔の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。 (3) (2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
11 「㉑のうち特定ガス供給業に係る額又は㉑×㉕／㉔ ㉗」	(1) ㉑のうち法第72条の2第1項第4号に掲げる事業（以下「特定ガス供給業」といいます。）に係る額を記載します。 (2) (1)の計算が困難であるときは、㉑の欄の金額に㉕の欄の従業者数を㉔の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。 (3) (2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
12 「控除対象額㉘」	(1) 事業税を課されない事業若しくは法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（以下「事業税を課されない事業等」といいます。）、所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業のうち、複数の事業を併せて行う法人が、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ㉔の欄の金額に㉙の欄の金額を㉑の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。 (ロ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法	

	<p>人 ③の欄の金額に⑨の欄の金額を⑪の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ハ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ⑭の欄の金額に⑩の欄の金額を⑪の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ニ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法人 ⑧の欄の金額に⑩の欄の金額を⑪の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ホ) 特定ガス供給業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ⑭の欄の金額に⑪の欄の金額を⑪の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ハ) 特定ガス供給業を行う法人で、労働者派遣等をした法人 ⑧の欄の金額に⑪の欄の金額を⑪の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
13「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑬」、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数⑭」、「国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数⑮」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数⑯」	<p>次に掲げる場合に該当する場合には、⑬の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、⑭の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、⑮の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち特定ガス供給業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、⑯の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち事業税を課されない事業等に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。</p> <p>(1) 所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業（以下「所得等課税事業等」といいます。）を行う法人が事業年度の中途において事業税を課されない事業等を開始した場合</p> <p>(2) 事業税を課されない事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合</p> <p>(3) 所得等課税事業等と事業税を課されない事業等とを併せてを行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等又は事業税を課されない事業等を廃止した場合</p>	従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。
14「付加価値額からの控除額⑰」	<p>(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 事業税を課されない事業等、所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業のうち複数の事業を併せてを行う法人 ⑫の欄の金額に、⑯の欄の率を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ロ) (イ)に掲げる法人以外の法人で、労働者派遣等を行う法人 ⑧の欄の金額に、⑯の欄の率を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ハ) その他の法人 ⑪の欄の金額に、⑯の欄の率を乗じて計算した金額を記載します。</p>	

(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を
切り捨てた金額を記載します。